

足利市が発注する建設工事における舗装施工管理技術者の配置について

平成24年 4月制定

平成24年10月施行

1 主旨

本市が発注する建設工事において、舗装工事の施工、品質管理等を適正に行い、舗装工作物の品質確保を図るため、舗装に関する資格を有する技術者（舗装施工管理技術者の有資格者（以下、「舗装技術者」という。））の配置を求めることとする。

2 舗装技術者の役割

舗装技術者は、主任技術者又は監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）を補佐し、舗装に関する知識・技術をもって舗装工作物の品質確保に寄与するほか、舗装工の施工時において、当該工事の現場に従事し、舗装工の施工に関する現場、出来形、品質等の管理について主任技術者等と連携して業務に当たるものとする。

3 対象となる工事

舗装技術者の配置を求める工事は次のいずれかとする。

(1) 舗装工事として発注するもの

(2) 土木一式工事及び管工事として発注するもので舗装工を含むもの

ただし、(2)の場合は舗装技術者の配置の要否について、工事担当課が判断するものとする。

4 舗装技術者の資格等

(1) 舗装技術者は、当該工事の請負人（以下、「元請負人」という。）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、社団法人日本道路建設業協会が実施する舗装施工管理技術者資格試験に合格して、同協会会長から舗装施工管理技術者資格者証の交付を受けた1級又は2級舗装施工管理技術者とする。

なお、恒常的な雇用関係とは、契約日現在で3か月以上雇用していることをいう。

(2) 上記3-(2)において、舗装工を下請負により施工する場合は、当該下請負人（第一次下請けに限る。）から舗装技術者を選任することができるものとする。この場合、上記「元請負人」とあるのは「下請負人」と、「契約日」とあるのは「下請契約日」と読み替えるものとする。

5 特記仕様書

舗装技術者の配置に関する事項については、それぞれの工事の特記仕様書に記載するものとする。

6 舗装技術者の資格の確認及び届出

舗装技術者の配置を求める工事の元請負人は、舗装技術者を配置するとともに、資格等を証明する書類を添付した舗装技術者通知書を2部作成し、工事請負契約時に提出す

るものとする。

上記３－（２）において、舗装工を下請負により施工する場合には、上記「工事請負契約時」とあるのは「部分下請負通知時」と読み替えるものとする。

なお、元請負人から配置舗装技術者の変更の申し出があったときは、変更舗装技術者通知書を監督員へ提出し、確認することにより変更できるものとする。

7 現場代理人及び主任技術者等との兼任

当該工事の現場代理人又は主任技術者等は、舗装技術者を兼任できるものとする。

ただし、現場代理人における常駐の規定及び主任技術者等における専任制等の建設業法の規定は当然に適用される。

8 問題が生じた場合の措置

舗装技術者の配置を要する工事において、次のような不正又は不誠実な行為等が認められる場合は、指名停止や契約解除等の措置を行うことがある。

- (1) 舗装技術者通知書の虚偽記載又は資格等を証明する書類の不正
- (2) 無資格者の配置
- (3) 通知された舗装技術者と異なる技術者の配置
- (4) 舗装技術者が舗装工の施工時に、現場に従事していない
- (5) その他、監督員が不正又は不誠実な行為と認めるとき

9 経過措置

本制度の施行に伴い、事業者側の技術者の確保等の観点から次の経過措置を行う。

- (1) 導入時期
平成24年10月から
- (2) 導入業種及び予定価格
当面の間は、舗装工事で予定価格500万円（税込）以上の案件とし、順次拡大していく。
- (3) 舗装技術者の配置形態
当面の間は、舗装工事として発注するものについて、舗装工を下請負人により施工する場合には、当該下請負人（第一次下請に限る。）から舗装技術者を選任することを認めることとする。

10 完全導入までのスケジュール

時期	範囲	予定価格（税込）	下請からの技術者の選任
平成24年10月から	舗装工事として発注するもの	500万円以上	可
平成27年4月から	舗装工事として発注するもの	130万円超	不可
	土木一式工事及び管工事で舗装工を含むもの		可

1 1 その他

本制度に関わらず、舗装技術者の配置については、工事の特殊性などに鑑み、足利市建設工事請負人等選考委員会の審議を経て、役割及び資格要件などを変更する場合があります。

舗装技術者通知書（ 当初 ・ 変更 ）

平成 年 月 日

足利市長 あて

住 所

受注者 商号又は名称

代 表 者 名

㊞

工事名		
工事場所		足利市
請負代金額		円
契約年月日		平成 年 月 日
契約工期		着手 平成 年 月 日 完成 平成 年 月 日
舗装技術者	選任の方法 (元請又は下請を選択)	元請負者 ・ 下請負者 からの選任
	勤務先の商号又は名称	
	氏名	
	舗装施工管理技術者資格 (1級又は2級を選択)	1級 ・ 2級 舗装施工管理技術者
		登録番号 :
採用年月日 (社会保険等資格取得日)	有効期限 : 年 月 日 昭和 ・ 平成 年 月 日	

※選任の方法について下請負者は第1次下請に限る。

※舗装施工管理技術者資格者証及び健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているものに限る）の写しを添付したものを2部提出すること。

課	チーム	リーダー	課長等	管財課	チーム	リーダー	検査員	課長等
---	-----	------	-----	-----	-----	------	-----	-----